

山梨県農政部試験研究機関評価実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「山梨県立試験研究機関における評価指針」に基づき、山梨県農政部試験研究機関（総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター、水産技術センター、以下「試験研究機関」という。）の試験研究及び機関運営に関する評価（以下「試験研究評価」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(試験研究評価の種別)

第2条 試験研究評価は、試験研究機関が実施する試験・研究課題の評価（以下「課題評価」という。）及び試験研究機関の機関運営全般の評価（以下「機関評価」という。）とする。

(試験研究評価の実施機関)

第3条 試験研究評価を行う機関として課題評価委員会及び機関評価委員会を試験研究機関に設置する。

2 課題評価委員会及び機関評価委員会の組織及び運営については別に定める。

(課題評価の対象)

第4条 課題評価は試験研究機関で実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、次の試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。

- 一 国・その他の公的機関等において評価が実施される研究
- 二 国、企業等から委託を受けて行う研究
- 三 種苗、家畜、魚苗の供給事業
- 四 普及指導業務及び分析業務等

(課題評価の種類及び内容)

第5条 課題評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 事前評価 新規に実施しようとする課題について、新規性、研究手法の的確性、技術的可能性、社会的必要性、農業者のニーズ等を踏まえ、研究課題設定の適否の評価を行う。
- 二 中間評価 5年以上の期間にわたる試験・研究課題について、研究の進捗状況、見直しの必要性等の評価を行う。
- 三 事後評価 試験・研究終了後に、研究成果の意義、波及効果等総括的な評価を行う。
- 四 追跡評価 事後評価の結果、一定期間経過後に再度評価する必要があると判断された課題について、成果の普及・活用状況などについて評価を行う。

(課題評価の項目)

第6条 課題評価の項目は、評価の種類ごとに次のとおりとする。

- 一 事前評価
 - イ 課題設定の必要性（背景、社会的ニーズ）
 - ロ 課題の新規性、独創性
 - ハ 目的・内容の整合性、妥当性
 - ニ 研究手法の的確性、技術的可能性
 - ホ 成果の期待度
- 二 中間評価
 - イ 研究の進捗度
 - ロ 研究内容の妥当性
 - ハ 研究成果の期待度
 - ニ 研究継続の必要性
- 三 事後評価
 - イ 研究目標の達成度

- 成果の有用性（普及性、波及性）
- 八 研究の発展性
- 二 研究課題選定の妥当性
- 四 追跡調査
 - イ 研究目標の達成度
 - 成果の有用性（普及性、波及性）
 - 八 研究の発展性
 - 二 研究課題選定の妥当性
 - ホ 普及実績

（機関評価の対象）

第7条 機関評価は試験研究機関の運営全般（組織管理、事業内容及び予算配分、施設の整備状況、研究事業の成果、普及啓発活動）を対象とする。

（機関評価の項目）

第8条 機関評価の項目は、次のとおりとする。

- 一 組織管理
- 二 事業内容及び予算配分
- 三 施設の整備状況
- 四 研究事業の成果
- 五 普及啓発活動

（評価結果の活用）

第9条 評価結果は、試験研究機関における研究目標、課題の設定、研究の見直し、運営の改善などに適切に反映させる。

（評価結果の公開）

第10条 試験研究機関は、個人情報及び企業秘密の保護、知的財産権の取得などに十分配慮し、試験研究評価の結果及びこれに基づいて講じた措置について県民に公開する。

（評価結果の報告）

第11条 試験研究機関の長は、試験研究評価の結果及びこれに基づいて講じる措置案を農業関係試験研究推進会議に報告する。

（研究職員への配慮）

第12条 試験研究機関は、試験研究評価の資料作成等の作業が関係研究者等に過重な負担とならないよう十分に注意を払うものとする。

2 試験研究機関は、課題評価の結果が研究者個人の評価として偏重されないよう配慮する。

（庶務）

第13条 試験研究評価の事務を行うため、試験研究機関に評価事務局を設置する。

2 評価事務局は、試験研究評価に関する庶務を所掌し、農政部農業技術課が総括する。

（その他）

第14条 この実施要領に定めるもののほか、試験研究評価の実施に必要な事項が生じた場合は農業関係試験研究連絡会議で協議して定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、機関評価に関する規定は、試験研究機関の長が定める日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

山梨県農政部試験研究機関評価委員会の組織及び運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県農政部試験研究機関評価実施要領(以下「実施要領」という。)
第3条第1項の規定に基づき山梨県農政部試験研究機関に設置する課題評価委員会及び
機関評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に必要な事項を定めるものと
する。

(所掌事務)

第2条 委員会は実施要領第2条に定める課題評価及び機関評価を行う。

(委員の選任)

第3条 委員会の評価委員(以下「委員」という。)は、十分な評価能力を有し、公正な
立場で評価できる次の者のうちから、農政部長が選任する。

- 一 農水産業技術全般に知見のある専門家又は有識者
- 二 試験研究機関及び研究開発等の企画、運営、調整に精通している者
- 三 県内の流通関係、産業界で幅広い知見のある者
- 四 研究成果を利用又は活用する関係団体及び生産者

2 委員の構成は、総合農業技術センター、果樹試験場及び畜産酪農技術センターが5人、
水産技術センターが3人とする。

3 委員の任期は原則として3年とし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第4条 委員は、評価の実施によって知り得た未公開の研究成果情報等について守秘義務
を負う。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選任する。

(会議)

第6条 委員長は、試験研究機関の長の要請に基づき委員会を招集し、これを総理する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会には、評価事務局を総括する農業技術課長が同席する。

4 委員長は、評価結果を試験研究機関の長に報告する。

(その他)

第7条 その他委員会の運営に必要な事項は、試験研究機関の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、機関評価に関する規定は、試
験研究機関の長が定める日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。